

## ～春季研究大会案内号～

発行 日本協同組合学会 責任編集 会長 杉本貴志  
〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町 11 番地 飯田橋レインボービル 5 階  
一般社団法人日本協同組合連携機構内 日本協同組合学会事務局  
TEL:03-6280-7254 FAX : 03-3268-8761  
E-mail:kyodo-gakkai@japan.coop  
ホームページ : <http://www.coopstudies.com/>

当学会の財政事情および紙資源節約の観点から、ニュースレターの紙媒体での発行を廃し、今号より電子媒体のみとさせていただきます。ご不便をおかけして申し訳ありませんが、ご理解のほど、お願い申し上げます。

### **日本協同組合学会 第 42 回春季研究大会のご案内**

開催日時 : 2024 年 6 月 8 日 (土) 10 時～

開催場所 : 東京大学本郷キャンパス 情報学環・福武ホール

実行委員会 : 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター

後援 : 東京大学消費生活協同組合、公益財団法人生協総合研究所、株式会社農林  
中金総合研究所、東京大学大学院農学生命科学研究科

開催方法 : 対面のみ

開催日程 :

①特別講演 (10 : 00-11 : 10)

「食料・農業・農村基本法改正と食料安全保障の新展開」

中嶋康博 (東京大学大学院農学生命科学研究科長、生協総研理事長)

トークセッション (11 : 10-11 : 40) 進行 ; 小山良太 (福島大学)

中嶋康博 (東京大学)

杉本貴志 (関西大学・日本協同組合学会会長)

②東大生協活動報告 (11 : 40-12 : 00)

大学生協における地産地消と食農教育の取り組み

中島達弥 (東京大学生協専務理事) ・ 林薫平 (福島大学)

③大会シンポジウム (13 : 00-16 : 00)

「食料主権と地域農業振興に果たす協同組合の役割」

座長：冬木勝仁（東北大学）

第1報告 農政の基調変化と農協制度-実務者の視点から-

小寺収（神戸大学農学部地域連携センター・前 JA 兵庫中央会）

第2報告 食料安定供給に向けた農業関連施設に関する JA 間連携

尾高恵美（農林中金総研）

コメント：二村睦子（日本生協連）、西井賢悟（日本協同組合連携機構）

④ 総会（16：00-16：45）

⑤ 交流会（17：30-） 東京大学本郷地区キャンパス内 山上会館

<最寄り駅からのアクセス>

情報学環・福武ホール 地下2階 福武ラーニングシアター

<https://fukutake.iii.u-tokyo.ac.jp/access/>

都営大江戸線 本郷三丁目駅 徒歩7分

東京メトロ丸ノ内線 本郷三丁目駅 徒歩8分

東京メトロ千代田線 湯島駅 徒歩20分

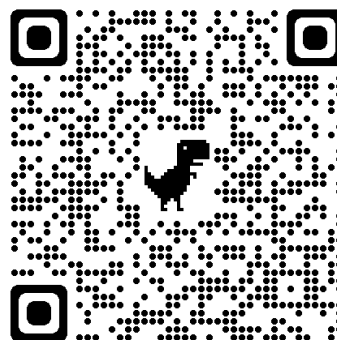
東京メトロ南北線 東大前駅 徒歩10分



### <申込案内>

今大会は対面のみで開催となります。参加希望の方は、下記の大会参加申し込みフォーム（QRコードあるいはURLからアクセスできます。学会HPにも同じものを掲載中）より事前登録をお願いします。申し込み締め切りは、2024年5月30日（木）になります。

参加費は2,000円（税込）を当日徴収させていただきます。  
今大会では学生・院生の本学会への参画を推奨するため、学生・院生の大会参加費を無料といたします。関心のある学生・院生にお声掛けいただき、学会の参加・参画を促してください。交流会費は6,000円（税込）を当日徴収させていただきます。こちらは減額なく参加者負担となります。領収書は当日発行いたします。



<https://forms.gle/GhNEHSRvEFKDQXNK8>

### <注意事項>

昼食は東京大学生協食堂が営業しております。当日は東大生協の取り組みの紹介もあります。

### <大会事務局>

大会実行委員長 関谷直也（東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長）  
実行委員：安本真也（東京大学情報学環）阿高あや（東京大学学際情報学府、JCA）、小山良太（東京大学情報学環・客員、福島大学）  
春季研究大会企画担当常任理事：前田健喜（JCA）

大会全般に関する問い合わせ：小山良太（福島大学）

Tel：080-5748-8361 Email：[koyama@econ.fukushima-u.ac.jp](mailto:koyama@econ.fukushima-u.ac.jp)

## **第42回春季研究大会共通テーマ：**

### **食料主権と地域農業振興に果たす協同組合の役割**

#### <ねらい>

戦後日本農政の枠組みを形成してきた農政補完組織としての農協は、「制度としての農協」として位置づけられてきたが、食料・農業・農村基本法下でその機能終焉が指摘されてきた。本年、1999年の制定以来、25年ぶりに食料・農業・農村基本法が改正される。食料安全保障の基盤強化が一つの方向性となっている。戦後の日本農業・農村を保管してきた日本型

の総合農協のあり方が問われている。

現在、農協合併の進展によって農協は複数の市町村を範囲とする大規模なものとなっている。それによって組合員との物的、心理的距離の拡大が問題とされている。しかし、いくつかの農村では過疎問題が生じており、地域問題の解決に果たす農協の役割が期待されている。日本の食料、農村を守るために、もう一度協同組合の原則にたった組織、事業活動の構築が必要となっている。

今問われているのは、日本型総合農協とはなにか、つまり総合的事業展開こそが農協の優位性であることの再検証である。

これまで日本の農業協同組合は農業政策や金融政策、経済のグローバル化など与件の変化に対し対処療法的に対応してきたが、既存の農協理論（組織・事業）では対応できない局面にきている。既存研究では、それぞれの与件（政策、環境）の変化に対応し、理論構築を行い、4～5年先の中期ビジョンを描いてきたが、農協理論の連続性、接続性が必要となっている。

また、近年注目されている多様な協同組合組織、非営利協同セクターの中で、農業協同組合をどう位置づけるのか、また位置づけることが可能なのか、伝統的な協同組合理論が主張してきた点、組合員が有する「三位一体的性格」（出資、利用、運営の一体性）、「非営利・非公益的性格」など、現代的に再検討・再定義することも重要である。つまり、多様性を前提としたメンバーシップ組織は成立可能なのかという点である。組織のメンバーはそもそも同質性を伴う。その組織構造を担保すると多様な対象を少人数・多組織化する複雑なネットワーク型の組織基盤が必要になる。その組織を新しい財・サービスを伴う多様な事業と組み合わせるようなマネジメント方式の構築が求められている。

本シンポジウムでは、食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会長として基本法見直しの「中間取りまとめ」を仕切った中嶋康博氏（東京大学）より、「食料・農業・農村基本法改正と食料安全保障の新展開」について解説頂き、それを受けて「食料主権と地域農業振興に果たす協同組合の役割」をテーマに、第1報告：小寺収氏（神戸大学農学部地域連携センター・前 JA 兵庫中央会）「農政の基調変化と農協制度-実務者の視点から-」、第2報告：尾高恵美氏（農林中金総研）「食料安定供給に向けた農業関連施設に関する JA 間連携」より報告頂く。コメンテーターとして、二村睦子氏（日本生協連）、西井賢悟氏（JCA）よりコメントを頂き、総合討論として会員による議論を深めたい。

## <タイムスケジュール>

9：30 会場受付

10：00-11：10 特別講演

「食料・農業・農村基本法改正と食料安全保障の新展開」

中嶋康博（東京大学大学院農学生命科学研究科長、生協総研理事長）

11：10-11：40 トークセッション 進行；小山良太（福島大学）

中嶋康博（東京大学大学院農学生命科学研究科長）

杉本貴志（関西大学・日本協同組合学会会長）

11：40-12：00 大学生協における地産地消と食農教育の取り組み

中島達弥（東京大学生協専務理事）・林薫平（福島大学）

12：00-13：00 昼食 東大生協食堂等

13：00-16：00 大会シンポジウム

「食料主権と地域農業振興に果たす協同組合の役割」

13：00-13：10 座長解題

冬木勝仁（東北大学）

13：10-13：50

第1報告 農政の基調変化と農協制度-実務者の視点から-

小寺収（神戸大学農学部地域連携センター・前 JA 兵庫中央会）

13：50-14：30

第2報告 食料安定供給に向けた農業関連施設に関する JA 間連携

尾高恵美（農林中金総研）

14：30-14：40 休憩

14：40-15：10

コメント：二村睦子（日本生協連）、西井賢悟（JCA）

15：10-16：00 総合討論 座長まとめ

16：00-16：45 総会

17：30- 交流会（東京大学本郷地区キャンパス内 山上会館）

## **会員総会・交流会について**

会員総会について、当日参加される会員はそのまま総会に参加していただきます。交流会は参加希望の方は、大会参加申込みフォームにて事前登録してください。交流会費は6,000円（税込）を当日徴収させていただきます。領収書は当日発行いたします。

会場：愛媛宇和島四季郷土料理かどや山上亭（東京大学山上会館地下1階）

<https://www.kadoya-taimeshi.com/kadoyamanage/shoplist/kadoyasanjotei/>

## **22期第2回理事会の開催について**

開催日時：2024年6月7日（金） 16:00-18:15

開催場所：関西大学東京センター <https://www.kansai-u.ac.jp/tokyo/>

開催方式：対面・オンライン併用（欠席の方は委任状を受けつけます）

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー9階 TEL.(03)3211-1670(代)

アクセス：JR 東京駅・日本橋口を出てすぐにサピアタワーがあります。サピアタワー3階のオフィスロビー総合受付で入館手続きを行ったうえで、9階にお上がりください。

\*理事・監事懇親会を18:45～予定しております。あわせてご参加をお待ちしております。

## **第44回研究大会のご案内(第1報)**

※ 本大会に参加するためには、

**2024年9月30日（月）までに**

① 事前参加申し込み（Google フォーム）

② 銀行口座振込（参加費＋懇親会費＋弁当代、同時入金）

が必要になります。

大会運営を円滑に進めるため、ご協力をお願いします。

詳細は、6月15日発行のニュースレターでお知らせします。

※ ホテル代が高騰しています。早めの宿泊先確保をお勧めします。

### ◆ 開催日時

2024年10月26日（土）～27日（日）

### ◆ 開催場所

沖縄国際大学（沖縄県宜野湾市宜野湾 2-6-1）



◆ 会場へのアクセス

沖縄国際大学 HP「アクセス」<https://www.okiu.ac.jp/access> をご参照ください。

※ 最寄駅は「てだこ浦西駅」（ゆいレール終着駅）、駅からタクシーで 20 分（1500 円）

※ 最寄りバス停は「沖縄国際大学前」から徒歩 1 分、あるいは「長田」から徒歩 7 分

※ レンタカーなど車でお越しになる場合、大学に無料の学生用駐車場（6：00～23：00）が千台分あります。

◆ 開催方式

対面で開催

※ 大会シンポジウムのみ、動画撮影・編集後、学会 YouTube にて限定公開。

※ 台風の来襲などの場合、オンライン開催となる可能性がある。オンライン開催にするかの判断は、2024 年 10 月 23 日（木）までに決定し、学会メーリングリストとホームページを通じて周知する。

◆ 大会参加費

会員・非会員 3,000 円、学生会員 1,000 円

◆ 開催日程

2024 年 10 月 26 日（土）

10：00～ 受付

10：30～10：45 開会式

10：45～15：45 大会シンポジウム

15：45～16：00 韓国協同組合学会よりご挨拶

16：00～16：30 学会賞表彰

17：00～20：00 交流会

2024 年 10 月 27 日（日）

10：00～16：00 個別報告およびテーマセッション

◆ 大会シンポジウム

2024 年 10 月 26 日（土）10：45～15：45

テーマ「沖縄の共同・協同・協働のいまを語る」（仮）

座長 伊佐 淳（久留米大学経済学部教授）

松本 典子（駒澤大学経済学部教授）

◆ 理事会について

2024 年 10 月 25 日（金）16：00～18：00

「みんなの貸会議室・那覇泉崎店」(沖縄県那覇市泉崎 1-13-3、旭橋駅徒歩 3 分)

<https://minnanospace.com/naha-izumizaki/> 602 会議室

◆ 交流会について

2024 年 10 月 26 日 (土) 17:00~20:00

「沖縄の台所ぱいかじ・沖国大前店」(沖縄県宜野湾市宜野湾 3-15-19、大学徒歩 5 分)

<https://paikaji.jp/shop/okikoku/>

交流会参加費 5 千円

◆ 第 44 回秋季大会個別報告およびテーマセッションの募集 (予告)

2024 年 10 月 27 日 (日) に個別報告およびテーマセッションを行います。

申し込みと報告テーマの提出期限 7 月 16 日 (火)

報告要旨の提出期限 9 月 30 日 (月)

を予定しています。

早めのご準備をよろしくお願いいたします。

◆ 託児について

託児については、検討中です。詳細が決まり次第、学会メーリングリストでご連絡いたします。

◆ 第 44 回秋季大会のお問合せ先

大会実行委員長：村上 了太 (沖縄国際大学経済学部教授・企画担当常任理事)

[murakami@okiu.ac.jp](mailto:murakami@okiu.ac.jp)

大会実行委員：松本 典子 (駒澤大学経済学部教授・企画担当常任理事)

[ten@komazawa-u.ac.jp](mailto:ten@komazawa-u.ac.jp)

## **常任理事会報告**

○ **22 期第 2 回常任理事会**

1. 日 時： 2024 年 1 月 27 日 (土) 10:30~12:30

2. 会 場： 関西大学東京センター 会議室および ZOOM 配信による開催

3. 出席者： 対面出席者 12 名 オンライン出席者 7 名 欠席者 (委任状) 2 名

4. 協議事項

- 事務局業務委託契約の更新について、事務局業務の負担過重に伴い、委託費用を増



額すること、委託費用の増額分に関しては、ニュースレターおよび限定会員情報の紙媒体の発行をとりやめ、翌年度に委託業務の削減・移管を進めることにより相殺することが提案された。審議の結果、会長・副会長への一任が了承された。

- 学会賞選考委員の選出について、成田副会長より6名の選考委員候補の提案があり、了承された。

## 5. 報告事項

### (1) 春季研究大会

- 井上副会長より、東京大学大学院情報学環において春季研究大会の開催準備が進められていることが報告された。

### (2) 秋季大会

- 松本理事より、開催日程を10月26日～27日に変更することが報告された。エクスカージョンの実施可否や担当理事の追加、交流会費についても議論を行った。

### (3) 学会賞

- 学術賞・奨励賞の応募状況と、選考委員会での選考のスケジュールについて報告があった。成田副会長より、学会賞表彰規程細則の誤りを修正する提案があった。

### (4) 編集

- 『協同組合研究』第43巻第2号の発行、査読の進捗状況、第44巻第1号の編集方針について報告があった。積極的な投稿を促す呼びかけがなされた。

### (5) 総務

- ニュースレターの編集方針について報告があった。
- ウェブサイトの運営チーム設置の提案があり、確認された。

## ○ 22期第3回常任理事会

1. 日時： 2024年3月23日(土) 10:30～12:30

2. 会場： 関西大学東京センター 会議室およびZOOM配信による開催

(次号ニュースレターで議事内容を掲載予定)

## 100号記念 トップ対談

杉本貴志・日本協同組合学会 会長  
比嘉政浩・日本協同組合連携機構 (JCA) 代表理事専務



このたび、ニューズレター100号の刊行を記念し、2024年2月16日、本学会の杉本会長と、JCAの比嘉専務にご対談いただきました。(聞き手：小関隆志)

### 協同組合のアイデンティティを改めて考える

**比嘉** ICAが声明の見直しを含めて提起したことは、大きな環境の変化があったからだ。1995年のICA声明が出た時に生協の21世紀理念、JA綱領、JF綱領、JForest森林組合綱領など、各分野が綱領的文書をまとめ、日本の協同組合に大きな影響を与えた、そういう重要な文書でもあるし、日本で一番新しい協同組合法である2020年労働者協同組合法の書きぶりをみると現在のICA声明が色濃く反映している。ICA声明が改定されれば日本の協同組合の方針にも、長い目で見れば法律にも影響を与える大変なことで、真摯に議論に参加しなければならない。ICAに対しては、日本の協同組合からも提言を出しており、JCAとしても3月

末までに提言を出す予定だが、JCA の提言は協同組合横断的に、協同組合は将来こうでありたい、こういうことを大事にしたいという議論をもとにしたものである。36 か所でワークショップを開いて2000人が参加したが、それだけ多くの方が、かくありたいという文章をまとめた意義は大きい。今後世界的に協議がどう展開するか、JCA として真摯に対応していきたい。

**小関** JCA の原案の中で中心となる要素は何か。

**比嘉** 第7原則「地域社会への関与」があるが、これは協同組合の性格そのものではないか。組合員だけのための組織ではない。定義の中にそのことも含めてはどうかという議論がある。職員の位置づけがいまの声明の中ではないま一つ踏み込んでいないのではないか

という意見が多く、職員の位置づけを明確にしてもらいたいという意見がある。環境問題に対して直接触れられていない。情勢の変化の中でそれは必要だ。平和・非暴力、組合員間のつながり、協同組合を越えた協同ということも、ICA 声明の中でうたっていくべきではないか、そのような議論も行われている。

**比嘉** 持続可能な社会を作りたいという概念は協同組合陣営が1995年の時点で到達していた。それは素晴らしいことで、SDGs と重なる。

**杉本** 秋の学会大会の様式を見ても、やはり協同組合の実践を進めている方はすごいなという思いをした。うちの学会は他の学会と違い、研究者と実践家の両方が集まって作っているのが特徴だと言われる。組織のアイデンティティを実践家が自分たちの問題として考えるという点で、協同組合は他の経済組織とは明らかに違う組織なのかなと感じる。その点は我々研究者としては有り難いことで、協同組合という組織の特性が我々に活躍の場をきつと提供してくれているのだろう。職員の問題や環境の問題などに、協同組合はどのように取り組んでいかなければいけないかということ、研究者はちょっと前から議論していた。それが実践家に採り入れられる時代になったということも、言えるのではないか。実践家と研究者が両方集まって作っている学会ということの意味を、もう一度アイデンティティの議論は再認識させてくれたと受け止めている。



ひが・まさひろ 京都大学農学部卒。IYC 全国実行委員会事務局長、JA 全中・教育部長、専務理事、JC総研理事などを歴任。2020年より日本協同組合連携機構(JCA)代表専務理事。



すぎもと・たかし 慶応義塾大学大学院修了。関西大学商学部教授。2023年より日本協同組合学会会長。編著に『格差社会への対抗 新・協同組合論』（日本経済評論社、2017年）など。

その中で、我々研究者はどのような形で議論に参加すべきなのか、あるいは実践家が議論する場であって、それに対して材料を提供する立場に徹すべきなのか。実践家は研究者に対して何を求めるのか。

**比嘉** 実務家は現実の中で迷いながら一つ一つの判断をしているが、現実の目の前の課題から離れて、先生方から論理的に構成されたものを提示されると合点がいき、行動変容につながる場合がある。前々から薄々そうじゃないかと思っていたことが、先生方の論考のおかげで固まるというか、自信と自覚になる。納得感が得られれば、早めに行動変容につながるという経験を何度もしてきた。多くの方がそうではないかと思う。

**杉本** 今回国連が2025年を第2の国際協同組合年にした理由には、飢餓からの解放であるとか、世界平和を目指すとか広範なこ

とが書かれている。理屈ではよくわかるが、協同組合の現場で日々働いている人からすると、実践と理屈との間には相当な距離があるのではないか。

**比嘉** 協同組合が多文化で多様な構成員から構成されることによって何らかの地域社会の安定に貢献するという事は、論旨展開としては理解できるが、日々の実感からして、協同組合が世界各地で実際に発生している紛争などの課題解決に貢献するかと言われると、正直実感に乏しい。

これまでのワークショップをみていると、日々の悩みや課題と、ICA 声明を関連づけて議論できた場合は生き生きする。ICA 声明を単なる勉強と捉えるようなワークショップは、その範囲で終わってしまう。職場の働きづらさや退職者といった課題を感じている職員がたくさんいる。その課題と、協同組合が目指していたことや、職員の役割を関連づけて議論ができれば、生き生きとしたワークショップになる。

## 学会が協同組合の実践にどう貢献できるか

**杉本** 協同組合学会として、協同組合の現場に対してどのように貢献できるのか。

**比嘉** 協同組合の常勤役職員の悩みを大きくとらえれば、組合員のニーズや願いへの貢献、地域への貢献といった使命は自覚しているが、他方では経営体として財務を健全に保たなければならぬ。この2つをどう両立させるのかということだ。例えば現場職員の確保が難し

い、職員確保のために給料を上げたら財務が成り立たないといった課題が発生する。それに対する頭の整理を示していただくと、学会大会に来てよかったということになる。

**杉本** 日本の協同組合はこの20-30年間で、外からの目が厳しくなった。協同の輪を広げて、牛乳を搾ったら全部協同組合に出して管理しましょう、魚を捕ったらみんなで集めて出荷して組合員みんなで豊かになりましょうという協同組合運動が、こんどは独占禁止法違反と言われるようになってしまった。研究者がきちんと「いやそうじゃないんだ」と言わなきゃいけないとは思いますが、協同組合を理解していない言説がメディアでも世間でも圧倒的に多い。我々に対する注文は何か。

**比嘉** JCAは「協同組合に関する全国意識調査2022」を実施した。協同組合が周囲からどう捉えられているのか。今後3年ごとにやっていく。長期的に、何をやるのがふさわしいかを考えていきたい。対象母数が多く、例えば県別のデータ比較もできる。JAグループと生協の比較もできる。生協に対するイメージとJAに対するイメージの比較もできる。調査結果をもとに、協同組合が多くの人にご理解いただくための提言につながればと思う。



ICA第7原則の活かし方については、生協は一日の長があるという印象を強く持っている。組合員の承認する方針で地域課題の解決に貢献していく。組合員の財産である協同組合の経営資源を、組合員以外も受益者になるかもしれない活動に充てる際に、組合員に了解をとる。総代会で明示的に、第7原則に沿って協同組合はこういうことを実践して、この程度の予算をかける、1年間の結果を報告する。第7原則に沿った活動のあり方は、外の人が生協や協同組合を理解するときにとっても分かりやすい材料だ。JAを始めほかの協同組合も学んで真似をしていけばいい。「事業計画に書いてあること全てが、組合員のためであり地域のためである」ということなのだが、外部から見た時にはわかりやすさが必要だ。数十人でロッチデールを作った時に、ロッチデールの数十人だけが良くなったらいいということではなくて、犯罪の無い社会を建設する、などの目標を最初から掲げていたということ、だからこそ組織として存続してきたのではないかということ、協同組合は学んでいかないといけないと思っている。

**杉本** 私は西日本で主に生活協同組合と関わっているが、そうした研究対象から現場の声や数字を調べるさまざまな機会を積極的に提供していただいている。他の分野の研究者は、それを自分で拓いていかなければならない。JCAによる協同組合に関する意識調査は、協同組合研究者にとって貴重な財産になる。そうした恩恵を受ける一方で、我々は何ができるのかと考えると、協同組合の歴史や他府県・外国などの事例、異種協同組合のあり方といった分野についての知見を提供することで役に立てるのかもしれない。

ただし我々研究者にとって、協同組合は研究対象であり、応援対象ではないということ

心のどこかにとどめておかないと、新興宗教の宣伝役みたいになりかねない。研究者は批判的に物事を見るべきだという点で、協同組合以外の分野からは多少厳しい目で我々協同組合研究者はみられているのではないか。昔の例でいえば、日本の協同組合研究の第一人者である近藤康男先生は、日本の協同組合について極めて厳しかった。研究者の側には、あくまで研究対象に客観的な指摘をすることが自分たちの本来の役割だという思いと、それでも厳しい現実をなんとか乗り越えて運動を健全に発展させてほしいという、応援したい気持ちと、いろいろな思いがある。

**比嘉** 私はそれに関しては明快な整理ができていない。若い時から学会に参加してきたほうだ。緊張関係があることは早い段階で理解でき、お世話になっている先生も多数いる。若いときは、研究者から怒られて理不尽に思ったこともある。だが、批判を聞かない組織に将来はない。

**杉本** 協同の多様なあり方を学ぶため、研究者の指摘を聞くだけでなく、例えば生協の職員が農協に出向するとか、逆に農協の職員が森林組合で学ぶとか、そういうことは進んでいないのか。

**比嘉** そうすることが広く進んでいるわけではない。職員どうしが出向する例としては、JA鹿児島県経済連とコープかごしまが人事交流をしているが、それは1970年代から連携を強めていて、鹿児島県は大農業県だから、コープかごしまにとっては、産直では地元が重要になる。いまでは共同商品開発とか職員の相互出向になっている。そういう例はわずかしかない。

**杉本** 北海道でもホクレンとコープさっぽろが店舗事業などで連携している。協同組合間協同の新たな切り口を、もう少し学会として拾い出して取り上げてもおもしろい。

## 2025 国際協同組合年に向けて

**杉本** やはり問題になってくるのは2025年の国際協同組合年を協同組合に関わるすべての人たちが一緒にやれるような枠組みができないか、ということだと思う。韓国では協同組合基本法が成立して、業種を越えた新しいタイプの協同組合が2万5千もできたそうだ。2012国際協同組合年はJCAを生み出したが、今回は国際協同組合年の担当官庁窓口を1つ作ってもらうとか、日本では協同組合運動全体をまとめるような枠組みとして何ができるだろうか。

**比嘉** 協同組合振興研究議員連盟の事務局長である小山展弘（こやまのぶひろ）衆議院議員が、予算委員会で国際協同組合年の窓口はどこかと質問し、総理は内閣府だと答えたので、その点では展望がある。韓国の協同組合基本法に対しては、日本の協同組合実務者の中に関心が強い人は多い。韓国協同組合学会の金亨美会長によれば、基本法には規範法としての役割があって、協同組合の法律を作ったり改正したりするときには基本法の考え方に沿うことになっており、生協法は基本法に基づいて改正された。日本の協同組合法は縦割りになっているが、協同組合の関係者は、それぞれの各協同組合法はこうあってはくれまいかという思いを持っている。協同組合に関してはICA声明に沿った政策にしてほしいというのが協同組合陣営共通の願いだと思うので、何らかの形で2025国際協同組合年において国会あるいは政

府がそうした確認をし意思表示してほしい。そういう確認ができれば今後の政策の礎になる可能性はある。

**杉本** 心強いお言葉をいただいた。韓国の金会長には共同研究を呼びかけた。

**比嘉** JCA ができる時に、一致できる点で連携するという原則を確認しているので、政治・政府との付き合いかたについても、一致できる点で連携するという事は、外さないようにしなければならない。

**小関** 労働者協同組合法ができた時には全政党に支持を取り付けたが、成立までに相当長い時間がかかった。国民の間に協同組合に対する熱烈な支持や賛意がないと、政治家としても動きづらい。国民の間に、協同組合に対する幅広い支持が必要という気がする。

**比嘉** ワーカーズの方々の実績を積んできて、「私は応援するよ」という人がたくさんいたから法成立になった。協同組合全体が多くの人々の理解を得られるようにしなければならない。紆余曲折はあるが、最終的には国民の気持ちとずれた政治決定というのはないので、本当にはそこが大事だ。自分の足元で一緒にいる地域の皆さんが「そうだよね」と言ってくれないかぎりには、できない。

## 教育を通じて協同組合の価値を広める

**小関** 学会と JCA が来年の国際協同組合年に向けて一緒にどういったことができるのかということで、政治面でのアドボカシーも重要だが、それ以外も含めて何ができるかを考えなければならない。大学では、残念ながら学生は協同組合にほとんど関心を持たない。協同組合に就職する学生もたまたま結果的に協同組合だったということであって、自分は流通や食品に行くつもりだったが、そこが生協だったり、金融に行くつもりで、行った先が信用金庫だったりすることが多い。協同組合のインターンシップを関東で十数大学がやっているが、そういうところで実際に職場で体験してみると、協同という働き方があることに気づいて、協同組合への関心を高めるということもある。協同組合への関心を高めることも必要かなと思っている。この学会と JCA が一緒に手を組んでどんなことができるだろうか。

**比嘉** JCA は、いわゆる寄付講座を 4 大学で行っている。13 の県で、地域の協同組合連絡組織が地元の大学で、寄付講座等を行っている。JCA には、それを促進し、協同組合を理解する人が増えるように頑張ってくれという声が強いの。協同組合を就職先として意識してほしいということも正直ある。寄付講座は各大学の先生方、実務者が出て行ってやるということの両方で成り立っている。先生方の中に、やってみようと思う方が増えればうれしい。実施している県の実務者が集まって交流会を開き、未実施の県の人が見て検討に着手してほしい。先生方が関心を持ち、実施する県の数が増えることにつながれば、素晴らしい。杉本先生も関西でご尽力いただいている。



**杉本** 近畿労金にまず声をかけて、現在は「OCoNoMi おおさか」という大阪の連絡協議会に講師を派遣していただき、寄付講座を開講している。そして、その一環として「協同組合で働くこと」というセミナーを開いているが、その結果、今年はゼミ生の3分の1が協同組合や連合会に就職するようになった。

大阪でも、近年はある程度の待遇を保証してくれるのであれば、世のため人のために働きたいという学生が主流派になりつつある。JCAをはじめとした各都道府県連絡協議会と手を組みたいと思っている。協同組合の学識経験理事に協同組合をきちんと伝える機会を設ければ、

寄付講座の開設につながるかもしれない。学会の智慧と JCA の智慧を突き合わせることで、おもしろい 2025 の一大ムーブメントができるのではないかな。

**小関** これまでは個別の教員に寄付講座の協力をしていただいていたと思うが、学会として寄付講座に関わるとなると、もう少し違った枠組みができるのではないかな。

**比嘉** これまでは主に先生方からの要請だった。協同組合側から呼びかけて実現したのはわずかだ。寄付講座を増やしたいと地域の協同組合連絡組織だけが力んでも、先生がいないと成り立たない。

**小関** 教員の側からすれば逆もまた言えるわけで、実務家に登壇いただくと思っても窓口がない。どなたにお願いすればいいかわからない。そういう時に学会や JCA が窓口になって、そういうつながりでご紹介いただけるとやりやすいということがあるだろう。また、看板として「協同組合論」というものになると、「協同組合を学びましょう」ということになる。ただ学生の関心は必ずしも協同組合にあるわけではなく、食、まちづくり、子育てに関心がある。そこが入口であり、食や流通について一連の講座を作る。その中に協同組合がいて、活躍しているんだということを認識できれば良い。入り口はいろいろあったほうが良いと思うし、教員にとっても講座を組みやすいということがある。各協同組合にスペシャリストがたくさんいると思うので、窓口は幅広い。そういうテーマであればこちらに聞いてみたらどうですか、という捌きができればと思う。実務家にとってはどういう研究者や教員が寄付講座を受け入れられるかということもあるし、教員からすればどういった方にご登壇いただくか、どういったことが可能なのか。コンシェルジュみたいな存在がいれば心強い。

**杉本** 本学の寄附講座の科目名は「大阪の支えあいの経済を考える」。OCoNoMi おおさかには、協同組合だけでなく、他の非営利組織、赤十字や大阪ボランティア協会も入っている。

こうした動きを中学校や小学校にも広げられると良い。生活協同組合にはその動きがあり、ある県では生協が副読本を作って配り、総合的な学習の時間に活用してもらっている。大学の寄付講座も大事だが、初等中等教育で協同組合を学ぶ機会を増やしたい。

**比嘉** 前回の IYC の際には文科省に、学習指導要領の中に協同組合を復活させよと要請した。



昭和 40 年代くらいまでは、小学校、中学校の社会科で協同組合を教えていた。今はもう、協同組合のことは学習指導要領のどこにもない。だが文科省からは断られた。学習指導要領に挑戦するというは多くのセクターが常に考えていることで、いろいろなところが挑戦していて、そんな簡単なことではない。総学習時間は削減の方向で、新たなことを盛り込むのは極めて困難だ。

そういう挫折を味わっているが、本来であればそういう挫折を味わった時にきちんと協同組合らしく積み上げていこう。実績を上げていこう。各地で運動してどんどん積み上げていって、こうであれば制度上明快にしようという実態を作っていくアプローチの仕方が、本当の意味での答えだったと思うが、そこまでは運動が構築できていない状態だ。

**杉本** 全国で公式の動きとして動き出すよりも、全国各地で勝手にやり出すという形のほうがいいのではないか。

**比嘉** そのほうが協同組合らしい。実践が積みあがっていくという。本来はそうだ。

**杉本** 正規の学校教育ではないが、十代の若者たちが学ぶ相撲教習所の社会科の教科書には、協同組合という章があった。またイギリスみたいに検定教科書がない国の社会の教科書を見たことがあるが、1冊だけ非常に詳しく協同組合を書いている教科書があった。そういう勝手な動きが大事なのだろう。

**比嘉** JA は副読本を作って寄付するが、農業、食農教育などがテーマだ。

**小関** それぞれの協同組合が総合的な学習の時間などの科目で、小中高でやっておられることがあるのではないか。私の息子が通っていた小学校でも生協がバケツ稲の実習を指導している。

**比嘉** JA はカントリーエレベーターの視察や選果場の視察を受け入れるといったことはいっぱいやっている。そこで教えるのは農業関連の知識。食べ物を保管したり分別したり乾燥させたりして食べ物になるという話をする。そこに協同組合論が入ってこない。生協も流通や食の安全、環境問題への貢献について教えるが、協同組合は語られない。

**小関** 長時間、ありがとうございました。



## **100号記念 賛助会員からのメッセージ**

このたび、ニューズレター100号の発行を記念し、賛助会員の各組織よりメッセージを頂戴する企画を立てました。

賛助会員各位には、長年にわたり当学会を物心両面で支えていただき、深く感謝申し上げます。今後、より一層関係を緊密なものにし、ともに学会の活動を発展させていければと考えております。

今回は本企画の初回として、全国農業協同組合中央会（全中）、一般社団法人家の光協会、全国厚生農業協同組合連合会（全厚連）の3団体からメッセージを頂戴しましたので、以下掲載させていただきます。（小関）

### **全国農業協同組合中央会**

日本協同組合学会におかれましては、かつて本会にて事務局機能を受託していたこともありますし、さらには学会大会も高尾山のふもとにありました教育研修施設の旧・中央協同組合学園（JA全国教育センター）にて開催したこともあり、非常に長いお付き合いの歴史があります。

また本会教育部として「JA研究表彰奨励事業」を実施し、対象となる研究の選考委員、さらには応募する研究者にも多くの学会関係者がいらっしゃると認識しております。選考された研究論文を掲載している『協同組合奨励研究報告』も毎年刊行し2023年に第49輯を数えました。これらのような取り組みで協同組合に関する研究支援を長年本会が行っているところです。

JA全国大会を本年2024年に、さらには国際協同組合年を2025年に控え、大いに協同組合に関する関心を社会にひろめなくてはなりません。JAにとどまらず協同組合に関する研究の成果をぜひとも学会の関係者から披露されることを大いに期待いたします。

### **一般社団法人 家の光協会**

わたくしども家の光協会は、JAグループの出版・文化団体として、月刊誌『家の光』をはじめとする雑誌・書籍等を発行するとともに、それらを活用したさまざまな文化事業を行っています。

貴会会員のみなさまには、各媒体の制作や文化事業の開催にあたり、多大なお力添えをいただいております。この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

『家の光』は「協同の心」を育む家庭雑誌として、産業組合中央会の会頭を務めていた志村源太郎により1925年に創刊されました。その後1944年に発行元が社団法人全国農業会家の

光協会（現在の本会）に移り、2025年5月号で創刊100周年を迎えます。

2025年は2度めの国際協同組合理年となることが2023年11月の国連総会で宣言されました。本会も微力ながら、各媒体や文化事業をつうじて協同組合にたいする認知を高める取り組みをしてまいります。

末筆ながら、会員のみなさまのますますのご健勝と貴会のますますのご発展をお祈り申し上げます。

## 全国厚生農業協同組合連合会

### JA 厚生連の令和6年能登半島地震への対応について

#### 1 JA 厚生事業の沿革

(1) まずは、JA 厚生事業について紹介させていただきます。

JAの厚生事業は、産業組合法（明治33年制定）のもと、大正8年11月に窮乏している農村地域の無医地区の解消と低廉な医療供給を目的として、島根県鹿足郡青原村（現・津和野町）の信用購買販売生産組合が医療事業を兼営したのが始まり。その後、この運動が全国に広がり、昭和23年農業協同組合法のもとで厚生農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）が継承。

昭和26年「全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生連」は、医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者として厚生大臣から指定を受け、以来、特に農山村地域の保健、医療及び高齢者福祉事業を積極的に推進し、当該地域に貢献。

(2) 厚生連は、地域の中核医療機関として、救急医療、がん診療、小児・産科医療から災害医療、リハビリ、訪問看護まで高度・先進医療から慢性期・在宅医療まで幅広い事業を展開。令和4年度の患者数は、延べ人数で外来1,549万人、入院831万人。職員数は医師5,352人、看護職員29,688人など合わせて54,620人。

令和5年3月現在の103病院のうち47病院（45.6%）が人口5万人未満の市町村に立地しており、まさしく農村地域の医療の確保に貢献。特に、20病院については、同一市町村内において他の病院がなく、厚生連病院は地域医療を守る最後の砦として機能。

公的医療機関三団体との比較

（令和5年3月31日現在）

	総数	政令指定都市特別区	人口30万人以上の市	人口20万人以上の市	人口10万人以上の市	人口5万人以上の市	人口5万人未満の市町村
厚生連	103	7	10	2	18	19	47
日赤	91	21	19	8	15	9	19
済生会	81	20	13	10	16	12	10

JA全厚生調べ

(3) 新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)への対応については、JA 厚生連病院では、令和2年冬からの感染拡大の最前線に立ってきた。国内第一症例を受け入れたのが JA 神奈川県厚生連相模原協同病院で、日本で初めての新型コロナ患者に対応。

その後の大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の感染患者については、新型コロナへの対応に正解はないという課題の中、7つの厚生連の12病院でも受入れ対応を行った。

新型コロナの第8波ピーク時には、厚生連病院の受入患者については専用病床の使用率が全国平均(78.2%)を上回る84.3%となり、地域の中核病院として重要な役割を果たした。

また、政府から看護師の派遣要請を受けたJA全厚連では、新型コロナ患者の増加で医療提供体制が逼迫している地域の支援について、各厚生連に看護師派遣を募り、9厚生連から複数回の派遣を含め、延べ38名の看護師を派遣。

一方、新型コロナのワクチン接種では、自治体から要請を受けた厚生連で、令和3年4月以降、72病院・9診療所にて接種を実施。

JAの職域接種については、既に自治体によるワクチン接種に対応している中で、各県の中央会から厚生連に相談・調整が行われ、職域接種を開始。令和3年7月1日には、JA山梨厚生連で最初の接種が開始された。その後、他の厚生連においても順次接種を実施。

健診の推進では、コロナ禍にて発生した、感染警戒による健診の受診控えを改善するために、他健診団体(日本対がん協会、予防医学事業中央会、結核予防会)とともに、令和3年2月に共同メッセージ(リーフレット)を発信し、健診受診の必要性を訴えた。

## 2 令和6年能登半島地震への対応について

それでは、本題に入らせていただく。

### (1) 災害の概要

令和6年能登半島地震、気象庁の情報では、①発生日時：令和6年1月1日16時10分、②最大震度：震度7(石川県志賀町)、③マグニチュード：7.6、④震源地等：石川県能登地方(輪島の東北東30km付近)深さ16km(暫定値)、⑤1日に大津波警報、津波警報が発令され、2日にすべての警報が解除となった。

(2) 地震発生後に厚生労働省DMAT事務局や都道府県から能登半島地震対応として、厚生連病院にもDMAT隊派遣の要請があった。

DMATは、医師1人、看護師2人、業務調整員1人(薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、事務員等)の3職種による計4人1チームを基本構成として活動。それぞれの職種の役割として、医師は医療を提供することはもちろんとして、メンバー

を統括して指揮。看護師は診療補助や被災者・負傷者の身体及び精神ケア等を行いながら、DMATメンバーの体調を管理。業務調整員は事務的な業務から、メンバーの食事や宿泊手配、情報の電子入力など、チームとして医療が提供できるように全体の活動の下支えとなる重要な役割を担当。

厚生連では、45病院が災害拠点病院となっており、DMATの登録があるのが48病院となっているが、これは、全国の災害拠点病院やDMAT登録医療機関の5%程度。

### (3) DMAT 派遣の状況

能登半島地震での派遣は、3月5日現在で延べ1,139隊が活動しているがこのうち厚生連病院からは、延べ75隊463人が派遣された。災害発生後72時間を超えると生存率が大幅に下がるとされるなど、発生直後の人命救助や医療提供体制の確保が災害対応の大きなカギとなる。

現場での派遣状況を厚生労働省の公表数値と本会の調査結果をあわせて見てみると、DMAT隊のうち、厚生連病院から派遣されたDMATの占める割合は、地震発生翌日の1月2日午前10時時点で83.3%（18隊中15隊）、72時間が迫る4日午後4時時点でも30.3%（89隊中27隊）を占めるなど、初動対応の早さが目を引く。

DMAT隊として被災現場に赴く隊員たちは、現場の詳細な状況もわからない中であり、ましてや北陸の厳しい冬のさなかでもある。感謝はおろか本当に頭が下がる思いである。なお、厚生連グループの派遣状況は、別表に記載してあるとおりである。



## 厚生連の対応等

### (1) 厚生連施設からの職員の派遣状況 [3月5日 12時 調査時点]

DMAT等の職員の派遣 **派遣総数463名(75班)**

厚生連名	派遣元施設名	派遣内容	厚生連名	派遣元施設名	派遣内容	厚生連名	派遣元施設名	派遣内容
北海道	帯広厚生病院	8名 (2班)	長野	北信総合病院	19名 (4班)	愛知	江南厚生病院	11名 (2班)
	帯広厚生病院	1名 (注1)		北信総合病院	4名 (0班)		江南厚生病院	1名 (技師)
	俱知安厚生病院	1名 (0班)		篠ノ井総合病院	20名 (4班)		江南厚生病院	7名 (0班)
秋田	能代厚生医療センター	3名 (1班)	新潟	篠ノ井総合病院	1名 (ナース)	江南厚生病院	1名 (ナース)	
	能代厚生医療センター	1名 (JMAT)		篠ノ井総合病院	1名 (JRAT)	海南病院	12名 (3班)	
	秋田厚生医療センター	8名 (2班)		篠ノ井総合病院	1名 (DWAT)	豊田厚生病院	9名 (2班)	
	大曲厚生医療センター	4名 (1班)		あづみ病院	2名 (MSW)	豊田厚生病院	1名 (-)	
	平鹿総合病院	4名 (1班)		富山	糸魚川総合病院	4名 (1班)	豊田厚生病院	1名 (技師)
	由利組合総合病院	6名 (1班)			厚生連高岡病院	1名 (-)	豊田厚生病院	1名 (JMAT)
	北秋田市民病院	5名 (1班)			厚生連高岡病院	2名 (JMAT)	稲沢厚生病院	5名 (1班)
	雄勝中央病院	5名 (JMAT)			厚生連高岡病院	4名 (0班)	稲沢厚生病院	1名 (JMAT)
	かづの厚生病院	4名 (1班)		厚生連高岡病院	9名 (技師)	知多厚生病院	5名 (1班)	
	福島	白河厚生総合病院		5名 (1班)	厚生連滑川病院	1名 (技師)	足助病院	1名 (栄養)
白河厚生総合病院		6名 (JMAT)	岐阜	中濃厚生病院	17名 (4班)	三重	松阪中央総合病院	8名 (0班)
茨城	総合病院土浦協同病院	10名 (2班)		中濃厚生病院	1名 (施工)		松阪中央総合病院	21名 (6班)
	J A とりて総合医療センター	5名 (1班)		久美愛厚生病院	11名 (2班)		松阪中央総合病院	5名 (ナース)
	茨城西南医療センター病院	4名 (1班)		久美愛厚生病院	1名 (施工)		鈴鹿中央総合病院	11名 (3班)
	水戸協同病院	1名 (ナース)		西濃厚生病院	10名 (2班)		鈴鹿中央総合病院	2名 (ナース)
上都賀	上都賀総合病院	4名 (1班)		静岡	逸州病院		1名 (技師)	鈴鹿中央総合病院
	上都賀総合病院	1名 (ナース)	逸州病院		1名 (JRAT)	菟野厚生病院	5名 (1班)	
佐野	佐野厚生総合病院	5名 (1班)	静岡厚生病院	1名 (技師)	いなべ総合病院	3名 (注2)		
	佐野厚生総合病院	2名 (ナース)	清水厚生病院	1名 (技師)	いなべ総合病院	5名 (ナース)		
神奈川	相模原協同病院	5名 (1班)	愛知	安城更生病院	15名 (3班)	徳島	阿南医療センター	4名 (1班)
	相模原協同病院	2名 (0班)		安城更生病院	2名 (ナース)		阿南医療センター	1名 (JMAT)
	相模原協同病院	1名 (ナース)					吉野川医療センター	6名 (JMAT)
	伊勢原協同病院	1名 (ナース)						
長野	伊勢原協同病院	4名 (JMAT)						
	佐久医療センター	26名 (5班)						
	佐久医療センター	2名 (ナース)						
	佐久医療センター	2名 (JRAT)						

注1 医師1名(総括DMAT有資格者)が能登医療圏DMAT活動拠点等に残り、主に病院支援や情報収集等のロジスティクスを専門とした活動を行うDMATロジスティクスチームとして活動  
 注2 厚生連内の他病院のDMATチームに職員を派遣  
 注 JMAT(日本医師会災害医療チーム)として活動、ロジ(ロジスティック(業務調整員)として活動)、栄養(JDA-DAT(栄養士学会災害派遣)として活動)、技師(DVT検査チームとして活動)  
 ナース(災害支援ナースとして活動)、JRAT(大規模災害ハビリテーション支援関連団体協議会として活動)、MSW(災害福祉広域支援ネットワークとして活動)

### (2) 令和6年能登半島地震のDMAT活動状況 [1月31日 12時 現在]

日付	活動中のDMAT数			厚生連派遣 (全厚連調査)			
	公表時点	派遣総数	うち病院	派遣数 (総数)	派遣数 (うち病院)	厚生連の割合 (総数)	厚生連の割合 (うち病院)
1月1日	22:00	9	5	-	-	-	-
1月2日	5:00	12	7	-	-	-	-
1月2日	10:00	18	12	15	11	83.33	91.67
1月2日	14:00	27	18	15	11	55.56	61.11
1月3日	4:00	38	27	27	23	71.05	85.19
1月4日	16:00	89	68	27	23	30.34	33.82
1月5日	11:00	148	118	24	22	16.22	18.64
1月9日	12:00	153	123	16	16	10.46	13.01
1月10日	11:30	149	118	15	14	10.07	11.86
1月11日	12:00	156	117	16	13	10.26	11.11
1月12日	12:00	249	208	18	17	7.23	8.17
1月15日	12:00	206	167	10	7	4.85	4.19
1月16日	12:30	181	142	9	6	4.97	4.23
1月17日	6:00	199	162	8	6	4.02	3.70
1月18日	6:00	126	81	10	7	7.94	8.64
1月19日	6:00	166	114	9	7	5.42	6.14
1月22日	6:00	149	118	10	7	6.71	5.93
1月23日	6:00	161	125	9	7	5.59	5.60
1月24日	6:00	152	115	8	7	5.26	6.09
1月25日	6:00	152	115	7	6	4.61	5.22
1月26日	7:00	162	120	7	6	4.32	5.00
1月29日	0:00	122	87	5	4	4.10	4.60
1月30日	12:00	107	81	5	4	4.67	4.94

※ 出典：厚生労働省「石川県能登地方を震源とする地震による被害状況等について」[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37198.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37198.html)

※ 全厚連調査は活動日のみのため、厚労省の公表時点とは異なる。

【参考】災害拠点病院数(令和5年4月1日時点) 770病院(厚生連45病院5.8%)

DMATの登録医療機関数 838施設(厚生連48病院(5.7%)) EMISより



ここで、震災直後に派遣された DMAT 隊員の声を紹介させていただく。

- ア 過去にも DMAT として救援に当たったが、能登半島の現場は、熊本地震よりひどい状況。中山間地で迂回ルートなどが無い中、道路状況が悪くタイヤのパンクや一般車両による渋滞などで、救護に行きたいところに行けない状況で、どこも過酷な状況。
- イ 施設の医療スタッフも、自身が被災者でありながら入居者対応を余儀なくされていた。勤務の交代もできず働きづめの状況。食事も通常どおり取れなかったが、スーパーでいただいたおにぎりを食べたとき、安心感から涙が出そうになった。
- ウ 道路の破損や天候不良で患者搬送に時間がかかった。効率的な搬送ができない状況で課題は患者搬送などの車両不足。道路事情で1台の走行に時間がかかり、1日に搬送できる数が限られてしまう。引き続き、救急車両の台数を確保していくなど切れ目のない支援が求められる。



#### (4) 医療コンテナを被災地の能登半島へ

能登半島地震被災地の支援として、国は災害時の医療コンテナ活用に向けた取り組みを進めており、JA 神奈川厚生連相模原協同病院が所有するコンテナ型診療所 1 基も被災地に届けられた。厚生労働省によると、石川県内の避難所などには 1 月 31 日現在、計 12 基の医療用コンテナが配備されているとのこと。

#### (5) 被災地医療機関等からの患者の受入れ

1 月 11 日には、厚生労働省から都道府県衛生主管部局長に対して、被災地における医療機関の被災により、入院患者等について適切に転院を行う必要が生じていることから、石川県外の病院に対し患者の受入れについての協力依頼が発出された。

これに対し、JA 富山県厚生連高岡病院及び滑川病院並びに JA 愛知県厚生連江南厚生病院で患者の受入れを行っている。

## 各部会報告

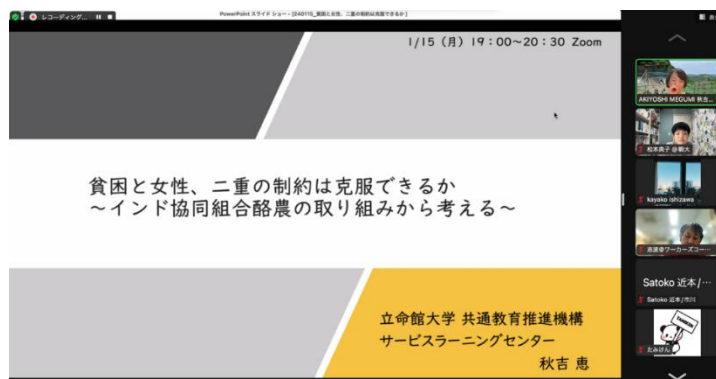
### 女性と協同組合研究部会

※2024 年 4 月より、ジェンダーと協同組合研究部会に改称  
志波早苗／近本聡子／清水みゆき／藤木千草／松本典子

2023 年度第 2 回「女性と協同組合研究部会」を 2024 年 1 月 15 日（月）19 時～20 時 30 分にオンラインで開催しました。今回は、秋吉 恵さん（立命館大学共通教育推進機構サービスラーニングセンター・教授）から、「貧困と女性、二重の制約は克服できるか～インド協同組合酪農の取り組みから考える～」をテーマにご報告いただき、参加者と意見交換しました。

当部会では、2023 年度に、3 回の部会を開催いたしました（第 3 回の様子は次回のニュースレターに掲載予定です）。また、前回のニュースレターにも掲載しましたように、2024 年 4 月 1 日から、当部会は「ジェンダーと協同組合研究部会」へ改称いたしました。

2024 年度も 2～3 回の部会をオンラインで開催予定です。協同組合や協同をめぐるジェンダーや多様性に関して興味をお持ちのみなさまに、ぜひ部会にご参加いただきたいと思います。部会専用のメーリングリストを運営していますので、登録をご希望の方は、松本典子（ten@komazawa-u.ac.jp）までその旨ご連絡ください。よろしくおねがいします。





## 経済学経営学研究部会

安藤信雄(中部学院大学)

### 第28・29回(通算)経済学経営学研究部会の実施報告/次回案内/今後の日程

【第28回研究会】開催日時：12月17日(日)13:00～16:45。開催場所：生協生活文化会館3階 地域と協同の研究センター事務所(名古屋市千種区稲舟通1-39)。開催方法:対面&オンライン併用。内容：向井清史「ポスト・ケインズ型福祉国家におけるサードセクターの存在意義」発表後質疑応答を実施。

【第29回研究会】開催日時：2月18日(日)13:00～16:45。開催場所：生協生活文化会館3階 地域と協同の研究センター事務所。開催方法:対面&オンライン併用。内容：新谷司/日本福祉大学経営福祉学部「ポスト実証主義の会計学」発表後質疑応答を実施。

2024年度部会日程は調整中です。決定次第お知らせいたします。参加希望者はemailでca.smukai@gmail.com(向井忍)までご連絡ください。開催方法は対面&オンライン併用を予定。

【部会発表者募集】部会での発表をご希望の方を受付けています。オンライン参加での発表も可能です。大学院生、一般社会人からの勉強中の内容も発表いただけます。学会研究者からのアドバイスなども致します。

### **学会賞表彰規程細則の字句修正について**

以下の通り、学会賞表彰規程細則の字句修正がありましたので、ご報告いたします。本件、すでに学会ホームページでは修正版が公開されておりますこと、申し添えます。

#### 学会賞表彰規程細則 【新旧対照表】

変更案	旧
第2条 「学術賞」及び「奨励賞」の選考の対象とする研究業績は、表彰を行う年の <u>前年の</u> 12月末日に至る3年間に刊行されたものとする。	第2条 「学術賞」及び「奨励賞」の選考の対象とする研究業績は、表彰を行う年の12月末日に至る3年間に刊行されたものとする。

### **2024年度学会賞(「実践賞」)の推薦について(再掲)**

- 推薦締め切り期日：「実践賞」は2024年5月末。
- 推薦対象(詳細は、「学会賞表彰規程」「同細則」をご覧ください)
  - ・実践賞：協同組合の発展に貢献し得る優れた実践及びその記録。

- 推薦方法：2名以上の本会普通会员の連名による推薦を得る。選考対象の研究業績の現物、著者または代表者の業績一覧及び履歴書各1部を添えて推薦状を提出する。推薦する場合には、学会事務局に連絡のうえ、所定の推薦書様式を入手して下さい。

## **会員メールアドレスのご確認について**

☆ ご所属先等の登録内容に変更があった場合は、メールアドレスの登録変更をお願いいたします。現在の登録内容につきましては、学会バンク <https://gkb.jp/>の会員マイページにアクセスして確認いただくか、または、以前にお送りしました限定会員情報をご参照ください。

☆ 当学会では、会員間の情報交換、学会からのお知らせ等のためのメーリングリストを開設しております。メーリングリストへの登録をご希望の方は、[kyodo-gakkai@japan.coop](mailto:kyodo-gakkai@japan.coop)へ連絡ください。

## **会費納入のお願い**

学会の研究活動促進のためにも、会費未納の方は速やかに納入していただくことをお願い致します。会費は学会バンクのオンライン納入システムを通じてクレジットカード、コンビニ決済、銀行振込によりお支払いください。普通会員は年6,316円、学生会員は年3,158円、賛助会員は1口あたり年10,526円（銀行決済代行、コンビニ払いについても、**現行の支払額と同額**）です。ただし、銀行振込、コンビニ払いの場合、会員のご負担で振込（決裁）手数料がかかります。（振込（決裁）手数料は振込先によって異なります）

なお、領収書については学会バンクの会費納入履歴からプリントアウト可能です。

★ 会則第6条により、会費を3年以上滞納すると会員の資格を失うことになりますので、ご留意ください。

## **年会費のコンビニ決済、銀行振込**

2023年10月1日より、会費の決裁業者である、学会バンクより、オンライン決済において、コンビニ払いおよび銀行振込が開始されております。

- |   |
|---|
| ■ コンビニ決済<br>ファミリーマート/ローソン/ミニストップ/セイコーマート/デイリーヤマザキ)<br>別途、決裁手数料をご負担いただきます。 |
| ■ 銀行振込<br>別途、振込手数料をご負担いただきます。   |

詳細は、学会バンク 使用方法情報サイト【オンライン決済について】(ユーザー向け)【オンライン決済について】-学会バンク 使用方法情報サイト([gkb.jp](http://gkb.jp))に操作方法が掲載されているので、下のリンクよりご確認ください。



## 協同組合関連のサイト紹介

### 日本共済協会

<https://www.jcia.or.jp/index.html>

日本共済協会についてはご存知の方も多と思われるが、同協会は「協同組合と共済事業の発展をめざし、調査・研究、教育・研修、広報・出版活動のほか、共済相談所として苦情・紛争解決支援業務を行っている。」近年、広報活動を強化してさまざまな情報発信を行っている。とりわけ、「共済って、いったいどんなの？」の項目は Q&A 方式を用い、一般向けにわかりやすくまとめられている。この他、「共済理論研究会」の項目では研究報告の多くを閲覧することができる。共済について興味・関心がある方にお勧めしたいサイトである。(岡田)

協同組合と共済事業の発展をめざし、調査・研究、教育・研修、広報・出版活動のほか、共済相談所として苦情・紛争解決支援業務を行っています。



一般社団法人 日本共済協会 ENGLISH

会員ログイン

サイト



協会のご案内

お知らせ

共済について

共済に関するご相談

会員向け動画

刊行物

# 共済は、人。

人と人がつながって、大きな安心が生まれる。  
人がつくる、絆でつくる、大きな力。それが「共済」。  
一人は万人のために、万人は一人のために。



日本共済協会 <https://www.jcia.or.jp/index.html>

## 労働者協同組合（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14982.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html)

## 知りたい！労働者協同組合法（厚生労働省）

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

2022年10月以降、労働者協同組合法のもとで60を超える労働者協同組合が設立されている。柔軟な働き方を可能とする有意義な取り組みが全国に広がりつつあるものの、知名度不足の解消が課題であり、国や自治体が後押しして啓発活動に取り組んでいる。厚生労働省は政策の項目で「労働者協同組合」を取り上げ、「組合の基本原理その他の基準及び運営の原則」「法令等」などを紹介している。あわせて、特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」を開設し、労働者協同組合の設立に関心のある方に向けて情報提供を行っている（岡田）。



↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用環境・均等 > 労働者協同組合

雇用・労働

## 労働者協同組合

- ▼ 重要なお知らせ
- ▼ 特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」
- ▼ 組合の基本原理その他の基準及び運営の原則
- ▼ 法令等
- ▼ 所管行政庁について
- ▼ 関連情報

### 労働者協同組合とは

労働者協同組合とは、労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に基づいて設立された法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。労働者協同組合法は、一部を除き、令和4年10月1日に施行されました。

- ▶ [労働者協同組合の概要資料 \[5.8MB\]](#) （令和6年4月1日更新） **NEW**
- ▶ [労働者協同組合の設立状況 \[837KB\]](#) （令和6年4月1日更新） **NEW**

労働者協同組合（厚生労働省） [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14982.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html)



知りたい！労働者協同組合法（厚生労働省） <https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

## **連載 国際協同組合研究の現状と課題**

### **#2 グローバルな協同組合研究ネットワーク**

栗本 昭

#### **ICA 調査委員会**

ICA 調査委員会（CCR）は1958年にヨーロッパの生協連合会の調査・企画部長の情報交換の場として始まり、フィンランド（SOK）、オーストリア（KÖ）、イギリス（CWS）などのリーダーの下で毎年会議を開催し、日本生協連からも代表が参加してきました。1988年にスウェーデンのベーク委員長がストックホルムで国際協同組合研究会議を開催してから、CCRはアカデミズムと協同組合実務家の研究ネットワークとなりました。第2回国際協同組合研究会議は東京、第3回はマンチェスターでICA大会と連動して開催され、1996年以降はほぼ毎年開催されています。ロジャー・スピア（イギリス、オープンユニバーシティ）委員長のもとでCCRの地域化が始まり、1999年中南米、2000年アジア太平洋のネットワークが開始され、のちにヨーロッパのネットワークも始まりました。この間、スピア、栗本、イアン・マクファーソン（カナダ、ビクトリア大学）、ルー・ハモンド・ケティルソン（カナダ、サスカトゥーン大学）、ソニア・ノブコビッチ（カナダ、セントマリー大学）、栗本が委員長を歴任し、2023年7月からはシンシア・ジャノカヴォ（スペイン、アルメリア大学）が委員長を務めています。CCRはこれまでの会議で発表された論文を抜粋して年報の『国際協同組合評論』（RIC）に掲載し、また既発表論文のデータベースを提供しています。

#### **社会的経済と社会的企業に関するネットワーク**

CIRIEC（シリエク、国際公共・社会的・協同組合経済研究情報センター）は公共経済や社

会的経済に関する研究ネットワークとして1947年に設立され、事務局はベルギーのリエージュ大学に置かれています。日本の国際公共経済学会はその日本支部ですが、社会的経済の研究者は少ないのが実態です。CIRIECは隔年で国際社会的経済研究会議を開催しているが、2023年にはソウルで第7回会議を開催しました。兵庫県立大学の三上和彦氏はCIRIECの年報に論文を寄せ、また英語の単行本を出版しています(Mikami, 2011)。

EMES(エメス、ヨーロッパ社会的企業研究ネットワーク)は1996年にヨーロッパのネットワークとしてスタートし、2003年からはグローバルなネットワークとなりました。事務局はリエージュ大学に置かれています。隔年で研究大会を開催していますが、近年社会的企業モデルの国際比較プロジェクト(ICSEM)を設置して社会的企業のデータベース化を進めています。東アジアでは2010年から隔年で台湾、天津、原州(韓国)、香港、大阪で国際会議を開いて研究交流をすすめてきました。日本では2004年以来社会的企業研究会が研究交流を続けてきましたが、2022年に社会的連帯経済推進フォーラム(JFP-SSE)に名称変更しています。

### その他の国際的ネットワーク

ISTR(アイスター、国際サードセクター研究会)はフィランソロフィや非営利組織に関する研究ネットワークとして1992年に発足し、アメリカのボルチモアに事務局を置いています。非営利組織研究を中心としているが、サードセクターに協同組合も含めています。ARNOVA(アメリカ非営利組織学会)とは補完・ライバル関係にあります。2008年にバルセロナで開催されたEMESとの合同研究大会では、社会的経済論のジャック・ドゥフルニと非営利組織論のレスター・サラモンの直接対決が行われました。

ネットワークの経済・経営学会(EMNET)はヒエラルキーと市場の間にあるネットワークを研究する学会で、フランチャイズ、協同組合、ジョイントベンチャー、アライアンスなどを対象としています。2003年から2~3年ごとに研究会を開催しており、2023年にはパレルモで第10回大会が開催されました。2007年のロッテルダム大会における拙論は単行本に収録されました(Kurimoto, 2008)。

### 国別のネットワーク

ドイツでは国際協同組合学会(IGT)がドイツ語圏のドイツ、オーストリア、スイスの大学の研究者を中心として3~4年ごとに開催されてきましたが、近年は英語の同時通訳が付くなど、グローバル化しています。経済学や法学を中心として影響力のある研究者が活躍していましたが、日本の学会と同様に高齢化が進んでいます。フランスでは1921年にシャルル・ジードなどによって創刊された協同組合研究評論がRECMAを経て、現在では国際社会的経済評論として発行されています。また、2000年には大学間社会的連帯経済研究ネットワーク(RIUSS)が結成され、毎年研究大会を開催しています。イタリアではトレント大学のヨーロッパ協同組合・社会的企業研究センター(EURICSE)が国際的な協同組合研究のハブに

なっています。2012年に開催したベネチア会議は協同組合研究のオールスターゲームとなりました。ICAの統計「世界協同組合モニター」や各種国際研究プロジェクトの事務局を務めており、英仏伊の3か国語でワーキングペーパーを発行しています。

イギリスでは協同組合学会（SCS）が年次大会を開催するとともに、*Journal of Co-operative Studies*（JCS）を発行しています。また、カナダではハリファックスのセント・メアリー大学によって *Journal of Co-operative Management*（JCOM）が出版されています。

スウェーデンにはかつて強力な協同組合研究所があり、コープかながわが主宰した国際共同研究にも参加しました。ヴィクター・ペストフは10年前から大阪大学の斉藤弥生先生とともにコ・プロダクション論に基づいて医療協同組合に関する共同研究を行い、その成果は英語と日本語で発表されています。

## 参考文献

Kurimoto, A. (2008) “Structure and Governance of Networks: Cases of Franchising and Co-operative Chains”, *Strategy and Governance of Networks*, Springer.

Mikami, K. (2011) Enterprise Forms and Economic Efficiency: *Capitalist, Cooperative and Government Firms*, Routledge.

## 図書紹介

木村都央著「福祉の使命」幻冬舎、2023年、1760円



大企業を脱サラして福祉業界に身を投じた著者がさまざまな困難を乗り越えて、介護を軸に福祉事業を成長させるに至った奮闘記である。「施設側のみの営利目的ではなく、個々の利用者が豊かで満足いく人生を送ることができる施設づくり」を福祉の使命として定め、実践を重ねた軌跡は、地域福祉の目指すべき道標なのかもしれない。そして、福祉による地域貢献は、協同組合の「地域社会への関与」の原則にも通じる。協同組合で福祉事業に従事する職員の方々だけでなく、多くの組合員にも一読していただきたい実践書である。（岡田）

## **研究者コラム**

岡田 太（日本大学）

2024年1月1日に能登半島地震が発生してから3か月が過ぎました。当時、私は実家のある富山県に帰省していましたが、被害はまったくありませんでした。災害復興に向けての精力的な支援に、協同組合の社会的な存在意義を改めて感じています。

私は共済の研究を行っています。能登半島地震をきっかけとして、北陸地方の「地震保険加入率」の低さが注目されています。もっとも、地震保険加入率が低いからといって、地震リスクへの備えが不足しているとは限らない点に注意する必要があります。

地震保険は保険会社の火災保険とセットで加入するものなので、JA共済の建物更生共済やこくみん共済 coop の自然災害共済など、地震に備える共済は加入率の対象外となっています。その結果、地震保険加入率は実態よりも低く表されています。地震に対する備えは国民的な関心事ですので、日本共済協会が共済の加入率を公表することを期待しています。

このような事情から、地震保険の加入について、火災保険とセットで加入している割合を示す「地震保険付帯率」も公表されています。2023年3月末の付帯率をみると、石川県(64.7%)と富山県(63.5%)は全国平均(69.4%)を下回っています。もっとも、今回特に被害が大きかった石川県の珠洲市(75.8%)と輪島市(68.0%)、富山県では氷見市(78.2%)の付帯率は県内の他の市と比べて高いことがわかります。以上から、地震リスクに不安を感じる地域では付帯率が高い傾向が見られます。そして、これらの地域では共済の加入率も高い可能性があります。

地震保険加入率を上げることは大きな課題ですが、保険だけでなく共済でも備えることをもっと周知する必要があると考えます。保険と比べて共済は安い掛金で加入できる場合があります。保険料の負担が大きいため、地震保険に加入しない世帯に対して、共済の選択肢を示すことが大切です。